

令和7年第2回菊池広域連合議会臨時会会議録

日 時 令和7年8月25日(月)

午 後 3 時 0 7 分

場 所 菊池広域連合議会会議場

1. 議事日程 (第1号)

- | | |
|-------|----------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 議案第13号 工事請負契約の締結について |
| | 上程・説明・質疑・討論・採決 |

2. 出席議員 (24名)

1 番	荒 木 崇 之	2 番	後 藤 英 夫
3 番	工 藤 圭一郎	4 番	山 瀬 義 也
5 番	水 上 隆 光	6 番	永 清 和 寛
7 番	坂 本 武 人	8 番	吉 永 健 司
9 番	青 山 隆 幸	10 番	来 海 恵 子
11 番	大 村 裕一郎	12 番	面 川 秀 貢
13 番	大 塚 勝 二	14 番	村 山 龍 一
15 番	三 宮 美 香	16 番	坂 本 典 光
17 番	鬼 塚 洋	18 番	中 岡 敏 博
19 番	岩 下 和 高	20 番	馬 場 功 世
21 番	坂 本 秀 則	22 番	福 島 知 雄
23 番	泉 田 栄一朗	24 番	青 木 照 美

3. 欠席議員 (なし)

4. 説明のため出席した者の職氏名 (16名)

広域連合長	吉 本 孝 寿	事務局 長	渡 辺 博 和
副広域連合長	江 頭 実	総務課 長	緒 方 大 祐
副広域連合長	荒 木 義 行	福祉課 長	清 本 建
副広域連合長	金 田 英 樹	環境衛生課長	森 淑 晃
		環境施設課長	吉 田 伸 二

総務課総務係長	中	山	義	崇
消防本部消防長	狩	野	俊	隆
消防本部消防次長	藤	川	哲	郎
消防本部総務課長	稲	倉		孝
消防本部予防課長	谷	山	優	一
消防本部警防課長	隈	部	尚	樹
消防本部通信指令課長	安	達	秀	昭

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（6名）

書記長	渡	辺	博	和	書記	新	永	崇	博
書記	村	山	敬	史	書記	古	田	弘	毅
書記	橋	口	真	美	書記	灰	瀬	杏	奈

開会 午後3時07分

-----○-----

- 議長（青木照美） 皆様、ご起立ください。こんにちは。ご着席ください。
- ただいまから、令和7年第2回菊池広域連合議会臨時会を開会いたします。
- 早速、お手元に配付してあります議事日程に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（青木照美） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員は、菊池広域連合議会会議規則第116条の規定により、13番、大塚勝二議員、4番、山瀬義也議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

- 議長（青木照美） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
- お諮りします。
- 本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日の1日間とすることに結論をみております。これに、ご異議ありませんか。
- 〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（青木照美） 異議なしと認めます。
- したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第3 議案第13号 工事請負契約の締結について

- 議長（青木照美） 次に、日程第3、議案第13号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。吉本広域連合長。

- 広域連合長（吉本孝寿） 本日、令和7年第2回菊池広域連合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともに大変ご多用の中にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、本連合の運営につきましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜りますことに対しまして深く御礼を申し上げる次第でございます。

それでは、令和7年第2回菊池広域連合議会臨時会の付議事件について、提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は、1件でございます。

議案書の1ページをお願いいたします。議案第13号、工事請負契約の締結につ

いてをご説明いたします。

今回議決をお願いいたします契約は、1、契約の目的、東部清掃工場解体工事、2、工事の場所、熊本県菊池郡大津町大字古城1046-2地内、3、契約の方法、条件付一般競争入札、4、契約の金額、7億5,240万円、5、契約の相手方、熊本県熊本市南区野田3丁目13番1号、前田・星山特定建設工事共同企業体、代表構成員、株式会社前田産業、代表取締役、前田一美氏です。

地方自治法第96条第1項第5号の規定、並びに菊池広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては事務局長に説明させていただきますので、慎重審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（青木照美） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺博和） 議案第13号、工事請負契約の締結について、資料に基づき、ご説明をさせていただきます。

まず、資料集1ページに仮契約書を掲載してございます。

次に、資料集2ページの報告書をお願いします。この工事は、条件付一般競争入札により実施し、入札公告日は、令和7年4月28日でございます。1、競争入札に付す事項に関しましては、工事番号、令7菊広連環施工第1号、工事名は、東部清掃工場解体工事に関するもので、工事場所及び工事概要は、大津町大字古城1046番2にあります東部清掃工場敷地内に存在する建物及び設備を解体撤去し、解体撤去後に整地工事を行うものでございます。建物の概要等につきましては、記載のとおりでございます。工期につきましては令和9年3月24日まで、予定価格は14億1,119万円、最低制限価格は設けず、予定価格が3,000万円以上の工事であるため、菊池広域連合低入札価格調査要領に基づき低入札価格調査の対象となっているものでございます。低入札価格調査の説明としましては、公共工事や業者の入札において入札価格が極端に低い場合に契約価格が適正であるかどうかを確認するために設けられ、この制度でダンピングや不適切な契約事項を防止するものでございます。

資料集3ページをお願いします。2、競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項の主なものをご説明いたします。上段になりますが、建設工事の種類は解体工事で、入札参加形態につきましては特定建設工事共同企業体としております。特定建設工事共同企業体とした理由につきましては、大規模かつ高難度の工事の安定的施工の確保、また優良な中小・中堅建設企業の振興などを図ることを目的としてございます。まず、代表構成員の要件としましては、建設業の許可は特定建設業で、

格付等は指名願い届出業者の「解体工事」に登録があり、当該工事の総合評定値が1,200点以上の者で、建設業法に規定する営業所は九州管内にあることとし、国・地方公共団体から発注されたごみ焼却施設の解体工事を元請として受注し、施工を完了した実績があることとしております。また、共同企業体構成員の実績は、当該企業体の代表者としての実績を求めています。次に、構成員の要件としましては、建設業の許可は特定建設業または一般建設業で、格付等は指名願い届出業者の「解体工事」に登録があり、当該工事の総合評定値が800点以上の者で、建設業法に規定する営業所が熊本県内にあることとし、建物解体工事を受注し、施工を完了した実績があることとしております。

次に、資料集4ページをお願いします。中段にありますけども、4、入札日程の主なものをご説明いたします。まず、入札参加資格の受付期間につきましては5月9日から28日まで実施し、結果、2つの共同企業体から参加申込みがございました。次に、郵便入札期間を5月29日から7月4日まで設けまして、7月7日に開札を行っております。

次に、資料集の5ページの開札調書をお願いいたします。資料中段の低入札価格調査基準価格につきましては11億8,026万円で、いずれの共同企業体も低入札価格調査基準価格を下回りましたので、菊池広域連合低入札価格調査要領第7の規定に基づき7月11日に最低価格入札者の前田・星山特定建設工事共同企業体を対象に低入札価格調査を実施いたしております。

次に、資料集7ページの積算比較表をお願いします。低入札価格調査の結果について、ご説明をいたします。まず、合計の欄になりますが、最低入札者の見積額7億5,240万円に対して、当局の積算額は14億1,119万円で、比較が0.533、差額がマイナス6億5,879万円、差額の割合がマイナス47%となっております。

次に、資料集8ページの調査結果をお願いします。調査結果の主なものをご説明いたします。資料上段、(1)入札価格により入札した理由につきましては、創業より解体工事を主力として事業を展開しており、公共・一般廃棄物処分場解体工事については注力分野としており、これまで多数の実績を有しており、合理化、効率化を進め、安全で迅速な施工を行うことができ、施工費は軽減できること、(2)入札価格により施工できる特別な理由としましては、熊本県内及び九州管内で民間下請を含め、常時20から30の請負工事を施工しており、現場間での資機材の柔軟な運用や大型資機材の運搬に対応できるトラクター、セミトレーラーを自社で所有しており、解体重機や仮設材など資機材の機動的な運用が可能であること、また下請業者とは長年の取引実績があり、信頼関係を構築しているので、外注費を大分

抑えられること、次に、自社及びグループ会社の産廃処理場を有しており、県内外のほか、他処分場ともネットワークを構築し、経費を抑えられること、またISO 14001の一環で電子化によるペーパーレス化、光熱費削減を強力に推進していることから一般管理費削減に努められるとのご説明がございました。

次に、資料集9ページをお願いします。下段の(6)経営状況についてですが、まず株式会社前田産業が、資本167億9,649万480円、負債73億1,526万8,097円、純資産94億8,122万2,383円、当期純利益12億3,571万2,668円、続きまして、株式会社星山商店が、資本185億9,340万8,227円、負債129億3,241万2,157円、純資産56億6,099万6,070円、当期純利益7億8,957万1,876円となっております。

次に、資料集10ページをお願いいたします。(7)信用状況でございますけども、両社とも建設業法、労働基準法、労働安全衛生法やその他労働関係法令の違反はございません。また、賃金未払い、下請負担金の支払い遅延もございません。次に、(8)その他必要な事項でございますけども、熊本県暴力団排除条例に基づき両社の役員について公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センター及び熊本県菊池警察署へ暴力団等に関する照会をいたしましたところ、いずれも暴力団とのつながりはございませんでした。以上のことから、事務局といたしましては、契約の内容に抵触をしたことがなされないと判断をいたしました。

次に、資料集11ページをお願いします。この調査結果をもとに7月16日に菊池広域連合低入札価格調査委員会を開催し、委員の皆様にご確認をいただいております。まず、低入札価格調査委員会の委員は、菊池広域連合低入札価格調査要領第3の規定に基づき今回の工事の建設業者等指名審査会の外部委員で、委員長につきましては、大津町の副町長、委員につきましては、合志市、菊池市の副市長、菊陽町の副町長、あと消防長、消防次長、事務局長、事務局総務課長の8人で構成をされているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（青木照美）　これから質疑を行います。なお、あくまでも議案に対しての質疑であり、一般質問にならないようにご留意をお願いします。質疑はございませんか。

村山議員。

○14番（村山龍一）　議案第13号、工事請負契約の締結について質疑いたします。資料集をご覧くださいよろしいでしょうか。ただいま執行部から詳しく説明がありましたが、確認を含めて質疑したいと思います。

5ページをご覧ください。今回、低入札価格調査ということをされていますが、条件付一般競争入札ということで2社が入札されています。1社は7億8,900

万円、もう1社が6億8,400万円、53%、60数%になっています。非常に安い金額ということで予算的にはよかったかなと思っています。

続いて、7ページをご覧ください。今回質問に至ったのは、今回建物があるものを解体するということで更地になります。その後、現在ゲリラ豪雨など非常に雨が降ったときに周辺に対して土砂流出とか、そういったのを懸念する上で今回質疑をいたします。真ん中の共通仮設費をご覧ください。積算上は9,210万円、入札者は3,000万円ということで0.325%、共通仮設費というのは工事を安全かつ円滑に進めるために一時的に必要な経費となっています。こういった経費が積み上げ上はしっかり9,210万円ということになっていますが、入札者は3,000万円、約3分の1と、そういった安全対策をしっかり取られているのかというのを、先ほどの低入札価格調査委員会で確認されたと思いますが、そういったところの確認と、そもそも半分になることはなかなかないことですので、そもそもの積算自体がどうだったのかということと、通常のこういった業界の入札についてはこれが普通であるかということで、その3つを確認したいと思います。

以上です。

○議長（青木照美） 渡辺局長。

○事務局長（渡辺博和） ただいまのご質問にお答えいたしたいと思います。

予定価格の設定が間違っていないかという質問になるかと思いますが、まず、予定価格の設定につきましては、本連合から設計業務を発注し受託をしている専門業者が3社から見積りを徴収しまして、その見積書をこの設計会社で精査をいたしまして、平均値を下回る見積りのうち、平均値に最も近い見積値を採用したところでございます。また、解体工事の入札にあたりましては、本連合のほうで4月に発注支援業務を発注しまして、このとき受託をしています専門業者に再度精査をしていただきまして、今回の入札公告に臨んだところでございます。そのため、この予定価格につきましては適正だったと判断しているところでございます。

それと、もう1点ですけれども、入札で参加者が今回2社しかいなかったという点だと思いますけれども、今回の入札に関しましては、指名競争入札ではございませんで、一般競争入札を採用しているところでございます。一般競争と申しますのは、あらかじめ参加資格等の入札情報等を公告をしまして、その後、参加申込者を募りまして、最も有利な条件を提示した事業者と契約を締結する入札方式になります。具体的には発注者が提示を行います公告書に記載されている内容を確認した上で応募されてきますので、入札につきましては何社応募してくるかは不明でございます。また、今回の入札で参加申込みがございましたのは、お手元の資料の2つの共同企業体だけだったんですけれども、入札のほか問合せがございましたのは5社、あと設

計図書の閲覧をされたのは4社ございますので、その後、内容等を確認された上で参加しないことを判断されたものではないかと思われます。一方で、今回の入札参加に係る受付期間についてですけれども、地方自治法施行令で規定されております標準的な期間は3週間から4週間とされているところですが、本連合ではより多くの事業者から参加申込みができますよう今回4月28日の公告日から5月28日までの1か月間を受付期間としていたところでございます。なお、近隣の類似団体で行われましたJV方式により入札状況を2団体から確認をいたしましたところ、両団体とも参加業者につきましては3共同企業体のみであったということを確認いたしております。

以上でございます。

○議長（青木照美） 村山議員。

○14番（村山龍一） 再質疑いたします。3つお答えいただいたかたんですが、ちょっとお答えになっていないような感じがしましたので、再度質疑いたします。

1つ目は、2社ということになったので、この価格についてが、先ほど言われた見積りに対して低かったのかどうかというのが1つ目と、2つ目が共通仮設費についてが、特に安全面を考慮してそういったのが会議の中で議論されたと思いますが、その点の確認です。3つ目が私今回こういった解体業については初めてですので、通常はこういったふうに予定価格が14億円であり、入札が半分、53というのが、通常こういった状況かということで、その3つをお伺いしたところですので、繰り返してお願いします。

○議長（青木照美） 吉田環境施設課長。

○環境施設課長（吉田伸二） 村山議員のご質問に対して補足で説明をさせていただきます。

まず、すみません、順番が入れ替わるかもしれませんが、まず共通仮設費についてでございます。共通仮設費についての議論は委員会の中でございました。安全性等々ヒアリングを行いまして、大丈夫というのを確認しております。私から委員会の中で申し上げた旨としては、施工管理に関してもきちんと監督してまいりますということをご説明申し上げた次第です。

もう1つですけれども、ほかの類似団体でこういったことだったかということでご質問を受けたかと思えます。ほかの団体を調べますと、それぞれ置かれている地域性とかいろいろあるかと思いますが、私どもが調べたやつが、1つの団体は落札率が37.6%と、もう1つの団体が52%という例がございました。ほかのところでも地域性によってそれぞれ90%前後だったりいたしますけれども、私どもに近いところで申し上げますと、今申し上げたようなところになるかと思えます。

以上です。

○議長（青木照美） ほかにございませんか。

坂本秀則議員。

○21番（坂本秀則） 議案第13号、工事請負契約の締結について質疑いたします。

私の記憶が正しいかわからないんですが、以前、今の東部清掃工場の前の合志の上庄にあった清掃工事の解体では残留ダイオキシンの処理とかがうまくできる会社としてゼネコンを指名されたと思うんですが、今回、東部清掃工場については、そのダイオキシンはどうなっているのか。その処理する能力があるのか、この2会社、その点、いかがですか。

○議長（青木照美） 吉田課長。

○環境施設課長（吉田伸二） 今、坂本議員のご質問にお答えします。

JVの代表企業である前田産業さん、こちらにつきましては全国でもかなり廃棄物の焼却炉の解体をされている実績があらわれて、今、熊本管内でも宇城広域連合ですとか、近くでいうと菊池市さん、そういったところの解体実績がございます。今ご心配されているダイオキシン等々につきましても適正に処理されているというところで考えております。

以上でございます。

○議長（青木照美） 坂本秀則議員。

○21番（坂本秀則） 東部清掃工場は、以前の合志の工場に比べて焼却炉も高かったと思うんですが、ダイオキシンはどういう状態ですか、残留自体。

○議長（青木照美） 吉田課長。

○環境施設課長（吉田伸二） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

西部清掃工場と比べるとという言い方があれかもしれませんが、西部清掃工場と比べると東部清掃工場は新しい施設になりますので、当然ダイオキシン類は少ないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（青木照美） 坂本秀則議員。

○21番（坂本秀則） すみません、その少ないのレベルがどういうレベルなのか、別に拡散とかは全然しないと思うんですが、その点、お伺いします。

○議長（青木照美） 吉田課長。

○環境施設課長（吉田伸二） 今のご質問に対しましては、どれだけの数値かということとでよろしいのか、どれと比較してのレベルかがちょっとわからないものですから、今、比較の資料もございませんので、また後ほどでも回答させていただければと思います。

○議 長（青木照美） 坂本議員、後ほど回答でよろしいでしょうか。

○21番（坂本秀則） はい。

○議 長（青木照美） ほかに質疑はございませんか。

荒木議員。

○1番（荒木崇之） 議案第13号、工事請負契約の締結について質疑をいたします。

以前いただきました工事概要説明書に、先ほど坂本議員とかぶりますけども、ダイオキシン類については3ng-TEQを超した場合にはその請負業者が追加調査をしなければならないとなっておりますけども、3ng-TEQを超したのが6か所ぐらいあったと思うんですけど、この追加費用については業者側がもちろん負担して、この契約の中に入っているのかというのが1点です。もう1点が、アスベストについては、確か2.4を超えた場合が調査というか、除去しなければならないというところがあって、それが外壁の吹き付けが1か所だけだったんですけども、それはアスベストの除去が8人で50日間、それとダイオキシンも除染工が8人で50日間と、ダイオキシンのほうが6か所もあるのに同じ日にちなんですけども、この日にちで間違いないのか、この2点だけお尋ねいたします。

○議 長（青木照美） 吉田課長。

○環境施設課長（吉田伸二） まず、ダイオキシンの費用のご質問かと思えますけれども、追加の費用はございません。

それから、除染工の差ですけれども、ダイオキシンの場合は、高圧洗浄機で除染をされて、脱水処理をされた後に産廃処理に出されるという計画であろうかと思えます。アスベストのほうは、手作業ではつってまいりますので、そういったところでの日数ということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議 長（青木照美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議 長（青木照美） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議 長（青木照美） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議 長（青木照美） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

最後にお諮りします。

本臨時会において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、菊池広域連合議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木照美） 異議なしと認めます。

したがって、議長の取り計らいに決定したいと思います。

これで、本日の日程は全部終了しました。

以上で、会議を閉じます。

令和7年第2回菊池広域連合議会臨時会を閉会いたします。

全員、起立をお願いします。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後3時41分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池広域連合議会議長 青 木 照 美

署 名 議 員 大 塚 勝 二

署 名 議 員 山 瀬 義 也